

大学院大学至善館

研究費の取扱いに係る不正の防止対策に関する基本方針

2023年3月9日
大学院大学至善館 学長

大学院大学至善館は、研究費の取扱いに係る不正を防止するにあたって、大学が、その責任のもとに、積極的に不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境を整備する必要があるとの認識のもと、この方針を定める。

大学院大学至善館は、本学における研究費に関して不正を防止するための取組を全学的に推進する。特に、公的研究費については、公的研究費は国民の貴重な資金であることを認識し、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく取り組みを行う。また、公的研究費以外の外部研究費についても、外部の機関から本学並びに本学の研究者に託された資金であることを踏まえ、これを準用する。これにあたり、以下の点を重要課題として全構成員（教職員及び学生）で共有する。

- ・ 学長のリーダーシップのもと、各責任者の責任と権限を明確にし、大学として責任ある体系において行動すること
- ・ 責任体系の明確化だけでなく、構成員一人ひとりの意識向上を常に図り、不正を断固として許さない風土づくりを推進すること
- ・ 法令やルールを遵守することを徹底し、公正かつ明瞭な経費執行を行う。同時に、合理的な理由がある場合にはその根拠を明らかにした上で適切な対応を行い、教育研究活動を円滑に遂行することを目指すこと

以上